

全日病生命共済制度

(全日病グループ保険)

年金払特約付こども特約付新・団体定期保険

<2019年3月1日更新から制度内容が変更になりました>

1. 保険料率改定で、A型・B型とも掛金が下がりました！
2. 保障コースに3,000万円・3,500万円・4,000万円が設けられ、よりお手頃に保障の見直し、充実のチャンスです！



保険期間は1年間で以後毎年更新します。
(2023年3月1日～2024年2月29日)

— ご加入・増額のおすすめ —

☆お手頃な掛金で高額な保障が得られます。☆業務上業務外を問わず24時間保障です。

制度の特長

- この制度は協会の共済制度として実施しますので、お手頃な掛金で高額な保障が得られます。
- 配偶者・お子さまも含め家族ぐるみでご加入できます。
- 医者による診査は不要(告知のみ)で加入手続きが簡単です。
- 1年ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合には配当金を還付しますので実質的な負担は軽減されます。
- 遺族が受取る保険金を一時払に変えて年金で受取ることもできます。
- 医療法人が負担する保険料(掛金-制度運営費・配当金)は、原則、全額損金として認められております。
- 個人立病院が職員のために負担する保険料(掛金-制度運営費・配当金)は、必要経費として認められております。
- 個人が負担する保険料(掛金-制度運営費・配当金)の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる可能性があります。

【ご加入いただける方】

本人	配偶者	こども
本会の会員である全国の病院および医療関連施設に勤務する役職員、本会事務局の職員で、14歳6カ月を超え70歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方、役員の継続は80歳6カ月までの方)	15歳6カ月を超え70歳6カ月までの方(継続は75歳6カ月までの方)	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注★}
[年齢は2023年3月1日現在の満年齢です。 配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。 P.1

【その他ご加入にあたっての注意事項】

- 配偶者・こどもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・こどものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・こどもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同内容にて加入となります。
- 本会の会員病院および医療関連施設に勤務する役職員、本会事務局の職員およびその配偶者・こども以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

【注意喚起情報】・【契約概要】はP.1・2に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。お申し込みください。

■本パンフレットを読み進める上で、特に注意が必要な事項などについて、以下のマークを付けています。



保険金や給付金をお支払いできないことがあります。
特にご注意ください。

P.5

表示しているページ(左の例では5ページ)の内容もあわせてご確認ください。

■本パンフレットは全ページを通して、右部に該当ページの記載項目を表示しています。ご覧になられている項目の確認などにご利用ください。(記載項目の取り揃えは以下の通りです)

注意喚起情報・契約概要	全日病生命共済制度	ご注意ください
-------------	-----------	---------

申込締切日

2022年12月9日(金)

責任開始期
(加入日)

2023年3月1日(水)

【契約者】一般社団法人全日病厚生会

1 注意喚起情報・契約概要

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について



保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 **P.7**

2 告知内容について



- ◎現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といたします。
- ◎申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ◎正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

Step1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- ・病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

現在の健康状態

- ・医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

Step2 つぎに、過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

過去12カ月以内の健康状態

- ・申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

【別表】

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

- ・企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

◎告知内容に関するお問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口

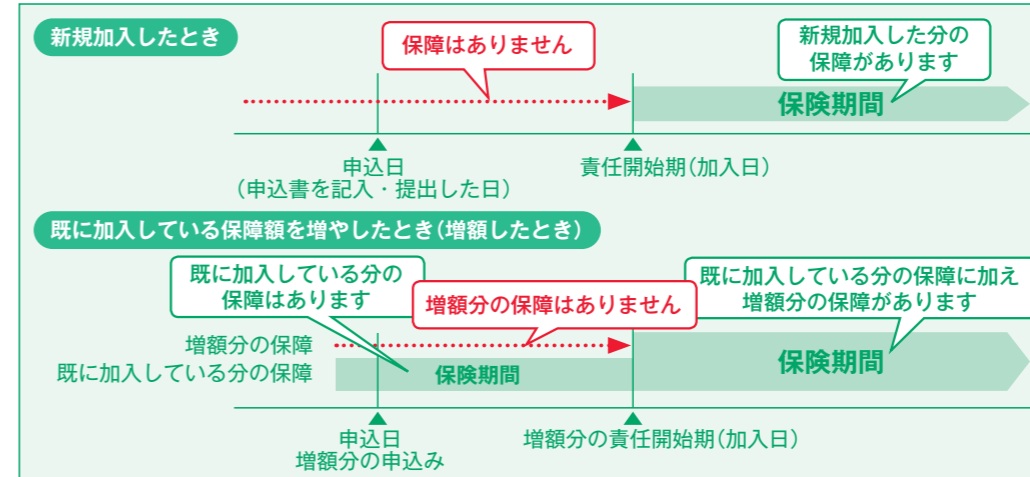
0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

3 責任開始期(加入日)について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、以下の通り、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。

なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。



高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

注意喚起情報 契約概要

4 保険金・給付金の請求について

- ◎保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◎被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- ◎死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

- ◎お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)
この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。
- ◎ご照会・ご相談窓口等
 - 指定紛争解決機関 この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。
 - 生命保険契約者保護機構 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.8**

告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 **P.1**

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年毎に加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)や保険料

- ◎主な保障内容 死亡・所定の高度障害状態となったとき、保険金をお支払いします。
※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求内容等について確認する場合があります。
- ◎保険料 【控除方法】 B型加入掛金は、毎月の給与より控除します。(初回は3月分より)
継続掛金は、貴病院指定登録の銀行口座から、A型およびB型加入掛金合計額の自動引落し(毎月27日)といたします。

3 配当金

全日病生命共済制度は、1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

明治安田生命保険相互会社

配偶者 (B型加入)											
申込金額 (万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害 保険金】 (年金原資) (万円)	性別	月払掛金 (円)								
			年齢【保険年齢】 (生年月日)								
			16～35歳 (1987.9.2～ 2007.9.1)	36～40歳 (1982.9.2～ 1987.9.1)	41～45歳 (1977.9.2～ 1982.9.1)	46～50歳 (1972.9.2～ 1977.9.1)	51～55歳 (1967.9.2～ 1972.9.1)	56～60歳 (1962.9.2～ 1967.9.1)	61～65歳 (1957.9.2～ 1962.9.1)	66～70歳 (1952.9.2～ 1957.9.1)	71歳 (1951.9.2～ 1952.9.1)
200	200	男性	206	248	318	442	650	964	1,480	2,172	2,830
		女性	152	220	254	348	470	608	808	1,074	1,408
300	300	男性	309	372	477	663	975	1,446	2,220	3,258	4,245
		女性	228	330	381	522	705	912	1,212	1,611	2,112
400	400	男性	412	496	636	884	1,300	1,928	2,960	4,344	5,660
		女性	304	440	508	696	940	1,216	1,616	2,148	2,816
500	500	男性	515	620	795	1,105	1,625	2,410	3,700	5,430	7,075
		女性	380	550	635	870	1,175	1,520	2,020	2,685	3,520
600	600	男性	618	744	954	1,326	1,950	2,892	4,440	6,516	8,490
		女性	456	660	762	1,044	1,410	1,824	2,424	3,222	4,224
700	700	男性	721	868	1,113	1,547	2,275	3,374	5,180	7,602	9,905
		女性	532	770	889	1,218	1,645	2,128	2,828	3,759	4,928
800	800	男性	824	992	1,272	1,768	2,600	3,856	5,920	8,688	11,320
		女性	608	880	1,016	1,392	1,880	2,432	3,232	4,296	5,632

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は表紙の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

子ども (B型加入)			
申込金額 (万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払掛金 (円)	
		年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳 (2000.9.2～2020.9.1)	
200	200	160	
300	300	240	
400	400	320	

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は表紙の「ご加入いただける方」をご確認ください。
・月額掛金は制度運営費(死亡・高度障害保険金100万円につき10円)を含みます。

保険金のお支払いに関するご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、子どもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。
- 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合があります。
 - ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - ②言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの^{*}
※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
 - ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.7

配偶者 (B型加入)				
月払掛金 (円)				
年齢【保険年齢】 (生年月日)				
72歳 (1950.9.2～ 1951.9.1)	73歳 (1949.9.2～ 1950.9.1)	74歳 (1948.9.2～ 1949.9.1)	75歳 (1947.9.2～ 1948.9.1)	
3,128	3,470	3,868	4,338	
1,564	1,748	1,948	2,168	
4,692	5,205	5,802	6,507	
2,346	2,622	2,922	3,252	
6,256	6,940	7,736	8,676	
3,128	3,496	3,896	4,336	
7,820	8,675	9,670	10,845	
3,910	4,370	4,870	5,420	
9,384	10,410	11,604	13,014	
4,692	5,244	5,844	6,504	
10,948	12,145	13,538	15,183	
5,474	6,118	6,818	7,588	
12,512	13,880	15,472	17,352	
6,256	6,992	7,792	8,672	

保険金請求について

保険金請求時に、受取人のご希望により、一時金にかえて年金を選択することができます。

- 年金の種類と型
 - ・年金支払期間は、支払請求時に5年以上20年以内で選択いただけます。(通増型確定年金です。)
 - ・基本年金額は毎年、逓増いたします。(逓増率単利3%)
- 配当金
 - ・年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 年金受取人
 - ・保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
 - ・支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
- 年金のお支払い
 - ・年金受取人への支払は年4回(3ヵ月ごと)とし、年金支払開始月の1月・4月・7月・10月の1日の最初の応当日から開始します。
 - ・年金のお支払日は、年金支払月の応当日(1日)です。
 - ・年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
- 年金払の対象となる保険金
 - ・新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。

全日病生命共済制度

〈年金のお支払額〉保険金(年金原資)1,000万円の場合

年金種類	5年確定	10年確定	15年確定	20年確定
初年度受取月額	約 15.8 万円	約 7.6 万円	約 4.8 万円	約 3.5 万円
最終年度受取月額	約 17.7 万円	約 9.6 万円	約 6.9 万円	約 5.5 万円
受取年金総額	約 1,010.7 万円	約 1,037.3 万円	約 1,065.4 万円	約 1,094.8 万円

記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

A型加入(掛金病院負担)について

- 死亡保険金受取人を事業主等とする場合には、新規加入・内容変更の際に、制度内容(保険金額、保険金受取人等)について、新規加入・内容変更対象者全員にご加入者となることに対する同意確認が必要となります。
- 新規加入・内容変更者となることに同意した全員の記名、押印のある名簿(申込書)をご提出いただきます。
- 保険金の受取人が事業主の場合、保険金のお支払いに際し、ご加入者の遺族またはご加入者の了知が必要となります。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。ただし、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者が別に定めることができます。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。

以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)
- 高度障害保険金について
 - ・契約者、高度障害保険金受取人、被保険者の故意によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.7

③ ご注意いただきたいこと (全日病生命共済制度)



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について 高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

*「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

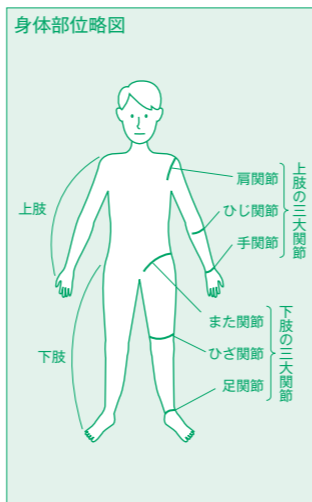
- (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



保険金・給付金をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由^①に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●その他上記と同等の事由があつたとき
「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額は増額分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかつたときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

その他

保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

ご照会・ご相談窓口について

【ご照会・ご相談窓口】

- 制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス[https://www.seiho.or.jp/])
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス[https://www.seihohogo.jp/]をご覧ください。

ご注意いただきたいこと

全日病生命共済制度(A型(掛金事業主負担)) 中途加入読み替え表

全日病生命共済制度(A型(掛金事業主負担))中途加入の場合は本パンフレットを下記のとおり読み替えてください。

表紙「保険期間」	
読替前	保険期間は1年間で以後毎年更新します。(2023年3月1日～2024年2月29日)
読替後	中途加入における保険期間は、加入月によって異なります。下記保険期間をご確認ください。
表紙「制度の特長」	
読替前	1年ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合には配当金を還付しますので実質的な負担は軽減されます。
読替後	1年ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合には配当金を還付しますので実質的な負担は軽減されます。ただし、中途加入は責任開始期(加入日)から2024年2月29日までで収支計算を行います。
表紙「申込締切日」	
読替前	2022年12月9日(金)
読替後	下記中途加入用申込締切日をご確認ください。
表紙「責任開始期(加入日)」	
読替前	2023年3月1日(水)
読替後	中途加入における責任開始期(加入日)は加入月によって異なります。下記責任開始期(加入日)をご確認ください。
2ページ「商品の仕組み」	
読替前	保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年毎に加入内容を更新いただけます。
読替後	中途加入における保障の期間は、加入月によって異なります。下記保険期間をご確認ください。
2ページ「○保険料【控除方法】」	
読替前	B型加入掛金は、毎月の給与より控除します。(初回は3月分より) 継続掛金は、貴病院指定登録の銀行口座から、A型およびB型加入掛金合計額の自動引落し(毎月27日)といたします。
読替後	中途加入における控除月は加入月によって異なります。下記責任開始期(加入日)をご確認ください。
2ページ「配当金」	
読替前	全日病生命共済制度は、1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
読替後	全日病生命共済制度は、責任開始期(加入日)から2024年2月29日までの間で収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。
3ページ「保険期間」	
読替前	2023年3月1日(水)～2024年2月29日(木)
読替後	中途加入における保障の期間は、加入月によって異なります。下記保険期間をご確認ください。
3ページ「掛金」	
読替前	記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。
読替後	中途加入の場合、掛金が当パンフレットと異なった場合、別途ご案内の「確定掛金」にて読み替え願います。
裏表紙「お申込み方法」	
読替前	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。
読替後	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。
読替前	—
読替後	今回のご案内につきまして以下のお取り扱いはできませんのでご注意願います。 ・既に本制度にご加入している方の、コース(保険金額)変更 ・既に本制度にご加入している方の、追加加入

※A型(掛金事業主負担)のみ毎月加入できます。

中途加入用申込締切日・保険期間

責任開始期(加入日) 申込締切日の翌月1日	申込締切日 原則、責任開始期(加入日)の前月20日事務局着	保険期間
2023年 4月1日	2023年 3月20日	2023年 4月1日～2024年 2月29日
2023年 5月1日	2023年 4月20日	2023年 5月1日～2024年 2月29日
2023年 6月1日	2023年 5月20日	2023年 6月1日～2024年 2月29日
2023年 7月1日	2023年 6月20日	2023年 7月1日～2024年 2月29日
2023年 8月1日	2023年 7月20日	2023年 8月1日～2024年 2月29日
2023年 9月1日	2023年 8月20日	2023年 9月1日～2024年 2月29日
2023年10月1日	2023年 9月20日	2023年10月1日～2024年 2月29日
2023年11月1日	2023年10月20日	2023年11月1日～2024年 2月29日
2023年12月1日	2023年11月20日	2023年12月1日～2024年 2月29日
2024年 1月1日	2023年12月20日	2024年 1月1日～2024年 2月29日
2024年 2月1日	2024年 1月20日	2024年 2月1日～2024年 2月29日



個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

一死亡保険金(給付金)受取人の指定にご留意ください

指定された死亡保険金(給付金)受取人の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

税法上の取扱い

- 保険料(掛金一制度運営費(保険金額100万円に対し10円))の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
- 本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。
※ただし受取人が法定相続人に該当する場合は。
- 本人が受取る配偶者・子どもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
- 高度障害保険金は非課税です。
- 本人の年金原資(死亡保険金額)はみなし相続財産とされ、相続税が課せられます。ただし、法定相続人数×500万円まで非課税です。
※ただし受取人が法定相続人に該当する場合は。
- 毎年受け取る年金は、雑所得として所得税が課せられますが、下記の控除があります。

$$\text{雑所得} = \text{基本年金年額} + \text{増加年金年額} - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{年金原資}}{\text{年金支給総額}}$$

なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収をおこないます。

- 保険料(掛金一制度運営費)が事業主負担の場合は、原則、全額損金として処理できます。
- 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

お申込み方法

所定の申込書に必要な事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

A型 A型加入の場合(掛金病院負担)

連記式の「加入申込書兼告知書」(2枚複写)に洩れなく記入・押印のうえ、1枚目をご提出ください。
(右端に「被保険者の同意確認印」欄あり。)

〈加入者(被保険者)の同意確認〉

A型(掛金病院負担)は、福利制度等に基づき病院(事業主等)が掛金を負担し、保険金を受け取る制度です。

○死亡保険金受取人を事業主等とする場合には、新規加入・内容変更の際に、制度内容(保険金額、保険金受取人等)について、新規加入・内容変更対象者全員にご加入者となることに対する同意確認が必要となります。

○新規加入・内容変更者となることに同意した全員の記名、押印のある名簿(申込書)をご提出いただきます。

〈保険金のお支払いについて〉

A型(掛金病院負担)の死亡保険金支払いに際して受取人が事業主(病院)の場合は、被保険者の遺族の了解が、高度障害保険金の支払いに際しては被保険者の了解が必要となります。

B型 B型加入の場合(掛金加入者本人負担)

- 単記式の「加入申込書兼告知書」(2枚複写)に必要な事項を洩れなく記入し、押印のうえ所属病院事務担当者経由にて1枚目をご提出ください。
- なお、申込内容に変更のない場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
※ただし掛金は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。

お問い合わせ先

◎制度内容に関するお問い合わせ

一般社団法人全日病厚生会
03-3291-5401

〒101-0064 東京都千代田区神田猿樂町2-8-8 住友不動産猿樂町ビル7F

◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 広域組織法人部法人営業第三部
03-6259-0035

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル24階
受付期間 平日(土日・祝日、年末年始を除く)
受付時間 9:00~17:00まで